

Title	「相良家文書」からみた相良正任の家系
Sub Title	A study into Sagara Tadato 相良正任's family
Author	中島, 圭一(Nakajima, Keiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.3 (2016. 10) ,p.87(283)- 99(295)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20161000-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「相良家文書」からみた相良正任の家系

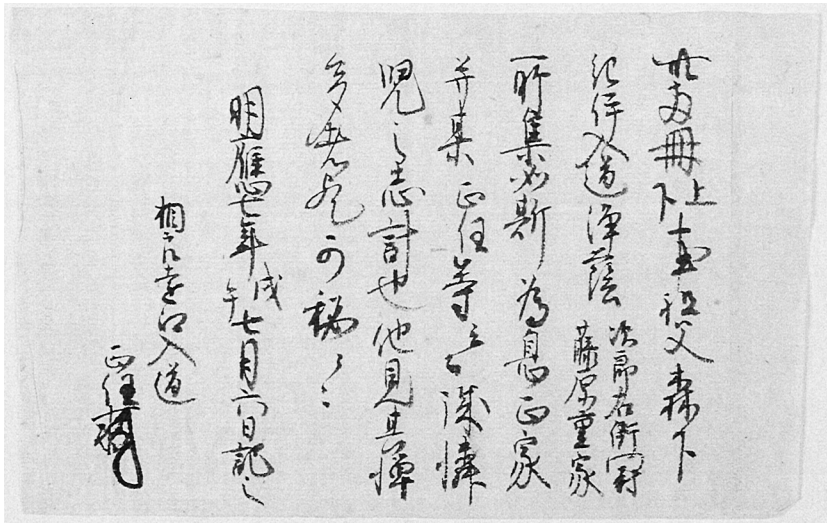
中 島 圭 一

はじめに

肥後人吉藩主家に伝来した「相良家文書」は、一九五七年に慶應義塾大学が相良家から購入し、一九七七年に国の重要文化財に指定されたが、二〇〇二年度に慶應義塾学事振興資金により個人研究「慶應義塾図書館所蔵相良家文書の基礎的調査・研究」と題して補助を受けて再調査したところ、『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書』（以下『相』と略す）に未収録の中世史料がいくつか「発見」された。その中で最も重要なのは、一八九六年に「子爵相良頼紹氏蔵本」を写した東京大学史料編纂所の謄写本が制作された後、所在が分からなくなっていた「八代日記」の原本で、再調査に協力した丸島和洋によって既に紹介されている（丸島二〇〇八・二〇〇

九）。このほか、重要文化財指定時の『相良家文書目録』（文化庁文化財保護部美術工芸課、一九七七年）に漏れていた近世文書等も含めて、慶應義塾大学文学部古文書室が運営する慶應義塾大学所蔵古文書検索システムの文書群検索において、全点の目録情報が見られるように公開してある。

二〇一五年に開催された慶應義塾大学文学部創設一二年記念展示「モノがたる文学部 資料にみる人文学研究」でも史料を出陳したが（慶應義塾大学文学部二〇一五）、その準備の過程で、中国地方から北部九州に大きな勢力を誇った大名大内氏の奉行人として知られる相良正任の出自について新たな情報が得られたので、本稿では史料紹介かたがた、彼の家系を探ってみたい。



一 明應七年七月六日相良正任覚書

次の史料は、『相良家文書目録』において「申73」という番号が付され、「明應七年七月六日相良正任某集添書」という名称が与えられているが、写真と翻刻を見れば明らかのように、文書の差出人は相良正任であり、以下「相良正任覚書」と呼ぶことにする。

此両冊上事、祖父森下

紀伊入道浄蔭次郎右衛門尉藤原重家

所集如斯、為息正家

并某正任等云々、誠憐

児之志計也、他見其憚

多者歎、可秘々々、

明應七年午戌七月六日記之、

相良遠江入道

正任 (花押)

相良正任覚書の法量は縦が一六・二cm、横が二五・五cmで、楮紙を二紙貼り継いだ統紙に書いている。と言っても第一紙の横幅はわずか二・七cmで、文字も乗っておらず、わざわざ貼り継ぐ必要性は乏しい。もともと何枚か貼り継いだ紙を適当な長さに切って料紙としたか、ある

いは覚書を記した後に切断したのであろう。

内容は、本史料が付された上下二冊の書について、祖父の森下浄蔭（重家）が子息の正家と（孫の）自分正任のために集めたものであり、子供を思う気持ちが表示されている、外部に見せるには憚りがあるので秘蔵せよ、といったところで、一般的には書物の奥書に記されるような文章である。先に述べたような料紙の形状からは、卷子状の書の奥書を切り取ったものと解釈したくなるが、典籍類にしては縦の長さが短く、何より卷子を「冊」と数えるのには違和感がある。冊子二冊に添付する覚書として、手近にあった紙を適当な長さに切って記したものと考えておく。

相良正任の花押を、『山口県史』史料編中世（以下『山』と略す）3・4別冊の花押・印章集に載せるものと比べると、例えば寛正六年（一四六五）十一月二十八日（『山』4「忌宮神社文書」一一二二号）や文明十年（一四七八）七月十三日（『山』3「興隆寺文書」九二二号）の大内氏奉行人連署奉書のものとは少し異なり、年未詳八月十二日相良正任書状（『山』4「忌宮神社文書」一三〇）や異筆で「明応五乙卯」の年記が付されている三月二十三日大内氏奉行人連署奉書（『山』4「住

「相良家文書」からみた相良正任の家系

吉神社文書」三二一號）のものが近い。明応四年（一四九五）十二月の三条西実隆序文をもつ住吉社法樂百首和歌（『山』4）に副えられたこの連署奉書の異筆年記は信じてよく、花押からは本史料が明応七年（一四九八）のものであっても不自然はない。

官途も、明応六年三月二十五日に進物折紙の書札札をまとめた際には既に「相良遠江入道」と称しているので矛盾はなく（宮内庁書陵部所蔵「相良武任書札卷」、山田・高橋二〇一〇）、厳密な筆跡鑑定は私の手に余るものの、少なくとも料紙や書風はこの時代のものとして問題はなさそうなので、本史料は真正なものとしてまず位置づけておきたい。

二 相良正任の出自

前節で紹介した覚書を記した相良正任は、大内教弘・政弘・義興の三代にわたって仕えた奉行人で、特に政弘には「若き時よりひるよるわかず、病の床つゐの筵までつかへ」と言われており（「あしたの雲」『群書類従』第二十九輯）、文明十年（一四七八）に政弘の側近として博多に滞在した折の日記「正任記」が遺る。藤井崇は、彼が奉行衆の上位役職にして評定衆の末座に連なり、記

八九（二八五）

録所・文庫などの文書集積関係機関を統括する立場にあったと推定している(藤井二〇一三)。豊富な実務経験から、晩年には大内家中の故実に通じた人材として義興の諮問に与つたらしく、書札札に関する知識を明応六年(一四九七)と永正三年(一五〇六)の二度にわたつてまとめたものが前出の「相良武任書札巻」に収められている。後者の執筆時に七十七歳であったことから、生年は永享二年(一四三〇)ということになる(川添一九九八)。とすると、概ね三十代には右衛門尉(前出の寛正六年十一月二十八日大内氏奉行人奉書)、四十代には遠江守を官途とし(同じく文明十年七月十三日大内氏奉行人奉書)、六十代に出家して以後は遠江入道と称したということになる。なお、正任は実名(「タ、タウ」⁽¹⁾ただとう)だが、法名(「シヤウシン」⁽²⁾ししょうじん)としても用いている(『相』二四六号)。

相良正任の出自については、文安五年(一四四八)に肥後多良木の上相良氏が滅亡した折に生き延びたという鬼太郎が正任だという説があり(球磨郡教育支会一九四一)、他に拠るべき見解もないことから、いわば消極的にこれが通説的位置を占めてきたが(池田一九八七)、覚書の記述から正任の祖父が森下重家であることが明ら

かになった。そして、重家が集めた書が「息正家」と正任のためとだけ記されており、他の血縁者の介在が見られないこと、正家と正任の関係について伯甥などの註記がないことなどから、重家―正家―正任は男系の直系とみてよからう。とすれば、正任はもともと森下氏の出身ということになる(正家の段階から相良氏を称した可能性も排除しない)。

森下重家は大内盛見・持世の二代に仕えた奉行人であり、長門一宮奉行であったとされている(藤井二〇一三)。また、連歌の嗜みもあったらしい(米原一九七六)。正任の奉行人としての活動や後述するような連歌との関わりは、祖父以来のものということになる。一方、父の正家には奉行人としての活動の所見がなく(川下二〇〇七)、そうした地位に昇る前に亡くなったのかもしれない。そして、この森下氏に関して興味深いのは、覚書から藤原姓であることが知られ、相良氏も同じ藤原姓であることである。森下氏がもともと相良氏の庶流であった可能性はないだろうか。

大内氏の領国で森下という地名を探してみると、明応八年(一四九九)七月八日大友氏年寄連署奉書(『大分県史料』三一所収「大友家文書録」一五三三号)に

「豊前国上毛郡之内、垂見之内森下分」とあるのが目につく。現在の福岡県築上郡上毛町に垂水という地名があるので、この付近に比定されるが、実は同じ上毛町内の程遠からぬ場所に成恒の地名が残っており、肥後人吉を本拠とした下相良氏の所領であった豊前国成恒名の中心と考えられている（有馬二〇〇四）。とすれば、下相良氏の一族が豊前に土着して森下を名字とし、南北朝末期に同国の守護となった大内氏の被官に組み入れられたという仮説を立てることができよう。しかし、たとえこの仮説が正鵠を射ていたとしても、なぜ相良名字に戻ったのかという問題は残る。

年未詳六月四日内藤盛世書状（『山』4「忌宮神社文書」二四三号）は宛所を「相良新右衛門尉殿」と記しており、正任がまだ右衛門尉を官途としていた応仁の乱前に相良を称していたことが確認できる。したがって、名字を改めたのはそれ以前ということになり、上相良氏の滅亡を受けて名跡を継いだ可能性もあるが、その場合も主君の大内氏の許可があったはずで、むしろ強い徳憑ないし指示を想定するべきかもしれない。そこで大内氏の利益に即して考えるなら、自らの被官が相良を称することによって期待できるのは、何よりもまず肥後南部の相

良氏との連絡を円滑にすることであり、その効果としては肥後北部の菊池氏に対する背後からの牽制が第一に思いつく。菊池氏が大友・少弐両氏に与して大内氏と戦ったのは主に十五世紀前半であり、名字変更がここまで遡る可能性も考えるべきであろうか。

残念ながら、肥後相良氏側では、上相良氏が滅亡してその文書が失われ、下相良氏も南北朝内乱の終結から応仁の乱勃発までの時期の文書が極めて少なく、大内氏との交流を示す史料がないために、名字変更の時期を明確にすることはできない。「相良家文書」の残存数が増えると、正任とのつながりが見えるようになり、応仁の乱で京都の西軍陣営にいた大内政弘に肥後の相良為統が音信を通じた際に正任が取次を務めているほか（『相』二一〇号）、特に明応四年（二四九五）、『新撰菟玖波集』への入集を目指した為統が、自作の連歌を集めた句集等を撰者の宗祇と猪苗代兼載に送って働きかけた際には、正任が間に入って協力している（『相』二四五・二四六号ほか、熊本県立美術館二〇一五）。二人が個人的に親しい関係を築いていたことは、為統の七回忌に際して、生前の為統から送られた書状の紙背に、為統の『新撰菟玖波集』に入集した句や宗祇の合点を受けた句などを書

きつけたものを、正任が肥後相良家に送って供養したの
をみれば明らかである(『相』一四六号)。同集撰集の発
起人である主君の大内政弘の影響を受けてか、正任も宗
祇らを迎えての連歌会にたびたび参加するなど(米原一
九七六)嗜みがあったようであり、同好の士として為統
と親交を深めたのだから、同じ相良名字であることも
関係構築の助けになったのは間違いない。そして、
この両相良氏の関係を大内氏も意識していたことは、文
明十年(一四七八)に訪れた為統の使者を正任が取り次
いだ折、進物の「御太刀一腰^{安銅}銀彩」を「正任可重代仕
候」と言つて、政弘がその場で与えていることからわか
る。い知ることができ(『山』1「正任記」文明十年十
月二十九日条)。

三 相良正任の子孫

大内家中の相良氏としては、大内義隆の側近で、陶隆
房(晴賢)と争つて敗れ、天文十四年(一五四五)に通
世し、のち復帰するも天文十九年(一五五〇)に再び出
奔した武任が著名だが、彼は官途が同じ遠江守であるこ
とから、正任の子息と目されている⁽⁵⁾。ただし、正任とは
遠江守としての初見が六十年以上隔たるなど(川下二〇

〇七)、活動年代が少し離れており、間に一代入る可能
性もある。

この武任の代になつても、肥後相良氏を「肥後之同
名」と呼んでいることから同族意識が維持されていたこ
とは明らかだが(『大日本古文書 家わけ 毛利家文
書』(以下『毛』一五五六号)、現実の交流があつたこ
とも「相良家文書」から確認できる。例えば天文十四年
(一五四五)、相良長唯(義滋)・為清(晴広)父子がそ
れぞれに官位・官途と將軍足利義晴の偏諱を得た際、助
力を頼んだ大内義隆との窓口の一つが武任であつた
(『相』三九〇号)。ただし、同じく窓口を務めた安国寺
真鳳は、前記の通り、同時期に武任が失脚したこともあ
り、杉宗長を取次とするよう勧めるとともに、山口の状
況を「爰元相良家ノ事も、武任ハ頓世候、新右衛門尉者
去年死去候、其子小次郎者、此間氷上大頭共被仰付候て
ハ大儀と申候て、百五十石足返進候、さて他家ノ衰微此
事候、不及是非候」と書き送っている(『相』三七八号)。
右の史料からは、武任の親族に「新右衛門尉」と「小
次郎」の親子がいたことが知られ、大内氏被官の相良氏
に関する情報として貴重である。(新)右衛門尉は三十
代の正任の官途であり、ここに登場する新右衛門尉が正

任の嫡流を汲む子孫なのは間違いない、武任の嫡子だった可能性が低くない。そして、さらに興味深いのは、その嫡流の継嗣の仮名が小次郎ということ、正任の仮名も小次郎だったのではなからうか。⁽⁷⁾とすれば、文明十年（一四七八）、大内政弘の下文の執筆に、門司宗親・能孝と並んで携わっている「相良小次郎弘恒」は、正任の嫡子であったとみられる（「山」1「正任記」文明十年十月十八日条）。政弘の右筆を務めていることに加えて、絵巻詞書の執筆や歌作に携わった形跡もあり、正任の嫡子として相応しい人物と言えよう。

この相良弘恒に関しては、次の史料が知られている。

右一帖事、一峯様、興恒にあそはし

つかハされしとて、興恒もちきたり、弘恒に

拜見させられしを^(七版)抑留して書写り、予

にも正任自記と銘をあそハして、一帖

給置侍れとも、此内に大切の事共もれ

たる子細ある間、歎^(七版)の思をなして

書留畢、珍重多幸々々、可謂末代重寶歟、

永正九年卯月廿六日 右衛門尉謹書写訖

これは尊敬閣文庫所蔵「書札認様事」の本奥書である（東京大学史料編纂所架蔵影写本による）。この書は「藤

「相良家文書」からみた相良正任の家系

原興恒」を差出とする文書の文例集で、合戦頸取注文、

進物への副状、主君からの直状に対する請文、奉書に対する請文、京都の公家・武家（一色殿・伊勢殿、阿野殿・烏丸殿、奉行人）への書状、安芸・石見の国衆への書状、禅家・律家・浄土宗・聖道家（天台宗など）・時衆への書状、さらには上所や脇附について記述しており、右の本奥書を参考にすれば、「一峯様」が若年の「興恒」の手ほどきのために書き与えたものとみられる。興恒が持参した書を見せてもらった弘恒自身か、あるいはその傍にいた人物が書き写しており、関係の密接さや「恒」の通字から、弘恒と興恒とは親子であろう。また、正任の孫に与えた書であることに加えて、別の「正任自記」の書が引き合いに出されていることからみて、著者の「一峯様」が正任であることに疑いはない。⁽⁹⁾前述のように法名（法諱）は正任なので、道号か斎号であろうか。書写して本奥書を記した「右衛門尉」を米原正義は大内氏奉行人の見嶋弘康に比定するが（米原一九七六）、右に示したように写本作成者「予」は弘恒もしくは彼に親しい人物であり、「予」が「正任自記」の書札礼書を所有していたこと、右衛門尉が正任の官途であったことに鑑みれば、正任の嫡子弘恒が第一候補となる。ただ、

「正任記」に登場する文明十年(一四七八)に弘恒がまだ十代後半だったとしても、この永正九年(一一五二)には既に五十代に達していたとみられ、まだ受領官途を得ていないのは、父正任に比べて少し遅いかもれない。したがって、弘恒が遠江守などの受領官途に改めた後、その弟が兄の官途を引き継いでいた可能性も排除はできない。とすれば、この右衛門尉に武任を充てる余地も残しておくべきであろう。⁽¹⁰⁾

いずれにせよ、本来は弘恒―興恒が正任子孫の嫡流だったはずだが、何らかの事情でこの流れが絶えたか、あるいは武任が大内義隆に特別に引き立てられたことから、武任が遠江守の官途を(そしておそらく家督も)継承することになったのであろう。

このほか、『大内氏実録』附録の「大内殿有名衆」に相良大和守・七郎、同じく「汲古集」には正継・正全・武益らの名が見えるが、他の一次史料で確認が取れず、大内家中の相良氏がさらに広がっていたかどうかは定かでない。⁽¹²⁾

四 相良正任覚書の伝来

相良正任の子孫について確認したところで、本稿冒頭

に紹介した覚書の伝来について考えてみたい。覚書は正任の所持した二冊の書物に付属するものなので、本来は正任の子孫に伝えられるべきものだが、どのようにして肥後相良氏の手に入ったのであろうか。

最初に思い浮かぶのは、正任自身から親しい関係にある為統へ送られた可能性だが、「憐児之志」を強調し、他見を憚って「可秘々々」とする覚書の内容からみれば、やはり正任の子や孫に与えられたものとみるべきであろう。覚書が作成されて二年後の明応九年、為統が正任に先んじて亡くなっており、親交のあった正任の形見として為統に贈られた可能性も否定される。

本来の嫡流であった弘恒・興恒は、肥後との交流の形跡がないのでしばらく措くとすれば、候補は武任に絞られる。彼は天文十九年(一一五〇)に山口から逐電した際、「肥後之同名」を頼ろうとしたが、この時は途中で筑前守護代の杉興運に保護され、肥後には至っていない(『毛』一五五六号、『相』四六三三号)。ただ、そのことと関連して、次の文書が注目される。

遠路候条、不及曲

問、様々可有御意見候、

就武任在國義、

差下森下候、種々存

分候間、先以京都江州

邊上國可然候、古今有之

事候、更不可為恥辱候、

有存分、可申承候、能々

御諷諫干要候、方角

西者不可然候、肥後者方

不可然候、豊乎京堺江州

間可然候、興運御相談

干要候也、恐々敬白、

八月廿二日 (大内義隆草名)

「(墨引)

安國寺方丈 (大内義隆草名)」

この年欠八月二十二日大内義隆書状(『相』三七五号、東京大学史料編纂所架蔵影写本「相良文書」五)はおそらく天文二十年(一五五一)のもので、一旦の亡命は古今にあることで恥ではない、武任の言い分はきちんと受け止める、亡命先は肥後でなく、京都・堺・近江や豊後が良い、といったことを、興運と相談しながら武任に意見するよう、安国寺真鳳に伝えている。真鳳については既に触れたが、肥後相良氏との窓口役を務めた僧侶で、

「相良家文書」からみた相良正任の家系

前年十二月に武任が興運に保護されたことを肥後相良氏へ伝えるなど(『相』四六三号)、この件にも関わっていた。

書状作成の段階では既に陶隆房が軍勢を動かし始めており(『棚守房頭手記』『続々群書類従』第四)、攻撃目標が自分であって、これより十日と経たないうちに自害に追い込まれることになる⁽¹⁾までは、義隆も考えていなかったようだが、少なくとも政敵の武任については隆房が見逃すことはないと感じていたのだろう。肥後への亡命を制止しているのは、武任と肥後相良氏との関係が周知のもので、隆房の追及の手が伸びることが容易に想像されたために違いない。とすれば、これより以前、天文十四年(一五四五)に遁世してから三年後に復帰するまでの間に、武任が肥後に滞在した可能性が浮上する。

もう一つの可能性は、義隆が大寧寺で自刃した後である。武任が筑前で討たれ、首が獄門に懸けられたと述べる「大内義隆記」(『群書類従』第二十一輯)は、比較的良質の史料とされているようだが(福尾一九七〇)、奥書の「天文二十年冬霜月中旬」より後の出来事も記しており、史料批判の余地があるかもしれない⁽²⁾。気になるのは、右掲の大内義隆書状がなぜ肥後に伝来したかである。

九五 (二九一)

本来、安国寺真鳳が所持していたはずの文書だが、義隆の言葉を伝えるにあたって武任や杉運に渡してもおかしくない。興運は肥後との縁がないので、真鳳か武任が肥後に来訪する際に持参したとみるのが適当であろうが、真鳳は天文十四年の段階で既に七十に及ぶ高齢で〔相〕三七八号)、肥後に赴いた可能性は低い。

いずれにせよ、相良武任が大内家中で失脚した時期に肥後を訪れ、その際、正任から継承した二冊の書と付属の覚書を当地に残した蓋然性が高いと考える。

おわりに

本稿では相良正任覚書など、「相良家文書」を中心に相良正任・武任らに関する情報を収集し、大内氏被官の相良氏の成立と家系の復元を試みた。本来ならここでその家系図(案)を提示すべきところだが、正家・正任のいずれの代で森下氏から分かれたのか、武任が弘恒の弟なのか、子なのか、あるいは甥なのかなど、不確定要素が多いために現時点では断案を得ない。本稿における作業自体も推測に推測を重ねたものであり、学界の批判を仰ぐとともに、今後の検討を期したい。

なお、第四節で掲げた大内義隆書状には、武任の件に

関する使者として「森下」を遣わすと記されており、義隆の周囲に森下氏がいたことが知られる。彼はおそらく重家の嫡流(正家もしくは正任の兄の子孫)で、同族であることから使者に選ばれたのであろう。奉行人としての活動の所見は絶えるものの、十六世紀半ばに至っても森下氏が大内家中に健在で、相良武任らとの親族関係を保っていたことがうかがえる。正任・武任らの活躍の陰に隠れてしまった感がある森下氏の活動実態を明らかにするのも、今後の課題である。

【参考文献】

- 有馬 学監修『福岡県の地名』(平凡社、二〇〇四年)
- 池田公一編著『中世九州相良氏関係文書集』(文献出版、一九八七年)
- 川下倫央「大内氏の奉書および奉者」『九州史学』一四七、二〇〇七年)
- 川添昭二『正任記』に見える大内政弘の博多支配』(『日本歴史』六〇〇、一九九八年)
- 球磨郡教育支会編『球磨郡誌』(一九四一年)
- 熊本県立美術館編『ほとけの里と相良の名宝 人吉球磨の歴史と美』(二〇一五年)
- 慶應義塾大学文学部創設一二五年記念事業実行委員会ほか編『慶應義塾大学文学部創設一二五年記念展示』(慶應義塾大学文学部ほか、二〇一五年)

佐々木孝浩「長門忌宮神社大宮司竹中家の文芸——未詳家集断簡から見えてくるもの——」〔『中世文学』五七、二〇一年〕

佐々木孝浩「守護大名大内氏関連和歌短冊集成（稿）」〔『斯道文庫論集』第五十輯、二〇一六年〕

福尾猛市郎「大内義隆記」〔『國史大辞典』第二卷、吉川弘文館、一九七〇年〕

藤井 崇「室町期大名権力論」（同成社、二〇一三年）
藤井 崇「大内義興 西国の「覇者」の誕生」（戎光祥出版、二〇一四年）

松原 茂「松崎天神縁起」小考（小松茂美編『続日本絵巻大成16 松崎天神縁起』中央公論社、一九八三年）

丸島和洋「慶應義塾大学所蔵相良家本『八代日記』の基礎的考察」〔『古文书研究』六五、二〇〇八年〕

丸島和洋「慶應義塾大学所蔵相良家本『八代日記』紙背文書の翻刻と紹介」〔『年報三田中世史研究』一六、二〇〇九年〕

山口県立美術館編「防府天満宮展——日本最初の天神さま——」（二〇一一年）

山田貴司・高橋研一「宮内庁書陵部蔵「相良武任書札巻」の紹介と翻刻」〔『山口県史研究』一八、二〇一〇年〕

米原正義「戦国武士と文芸の研究」（桜楓社、一九七六年）

註

(1) 「相」二四六号に「同日庚戌七十七歳正任合爪」とあるのは、その前に「永正三年丙寅六月廿日」とあるのを受けての記述なので、「相良武任書札巻」の記述と矛盾しない。

「相良家文書」からみた相良正任の家系

なお、庚戌は相良正任の生まれた永享二年の干支である。

(2) 先に言及した（明応五年）三月二十三日大内氏奉行入連署奉書〔『山』4「住吉神社文書」三一号〕に「遠江守」とある一方、これより早く、明応四年八月八日の

「大内氏掟書」一四八～一五六条〔『中世法制史料集』第三卷武家法I〕では既に「沙弥」と署名しており、出家の時期については検討の余地があるが、同じ「大内氏掟書」でも延徳四年（明応元、一四九二）五月二日の一四五条ではまだ「遠江守前司」なので、明応年間に収まるものとみてよからう。

(3) 次註にみるように、正任はキャリアの初期段階で長門二宮の修造に関与していたようで、これも祖父の職掌と距離が近い。

(4) この書状は長門二宮の修造に関するもので、内藤盛世が長門守護代の立場で送ったとみられる。「長門国守護代記」〔『山』1〕によれば、盛世は文安五年（一四四八）に守護代となって長府に入っているが、前任の父有貞はまだ健在であったから、実際に国務を握るのは「長門国守護職次第」〔『山』1〕が名代（小守護代）の就任年月として記す享徳三年（一四五四）十二月であろう（同年十一月に有貞没）。したがって、本書状は翌享徳四年（一四五五）以降、正任の右衛門尉の官途が確認できる寛正六年（一四六五）頃までのものと考えられる。「新右衛門尉」と呼んでいるのは、右衛門尉となつて間もない時期だったためだろう。

(5) 彼は通世後も武任の名を使い続けているので、武任は

実名(たけとう)でもあり、法名(ぶじん?)でもあったとみられる。正任に倣ったのだろう。

(6) 天文十九年(二五五〇)に比定される年欠十二月三日安国寺真鳳書状(「相」四六三号)に見える「相新」は、小次郎が父の跡を継いで相良新右衛門尉と名乗ったものと考えられる。

(7) 本稿冒頭で紹介した史料から、正任の祖父森下重家の仮名が次郎であることが明らかなので、森下氏から分出した相良氏の初代である正家もしくは正任が次男であったことから、次郎の次男という意味で小次郎という仮名がつき、それが代々伝えられたものと考えられる。なお、重家嫡流の森下氏については後述。

(8) 防府天満宮所蔵「松崎天神縁起絵巻(室町本)」の詞書は、相良弘恒が書いたという所伝があり(松原一九八三、山口県立美術館二〇一一)、同じ防府天満宮が所蔵する応長本(国指定重要文化財)を、永正年間に在京中の大内義興の命で写し(山口県立文書館編「防長風土注進案」9 三田尻宰判 上)一一八頁、第三 東佐波令之上 松ヶ崎天満宮、さらに京都の北野社松梅院に遣わされて絵巻を読み解く秘伝授を受けたとされている(乗林(琳)坊伝来写本奥書、弘津史文編「防長探古録」一四七号、『防府市史』資料Ⅱ 考古資料・文化財編 一六頁に再録)。これを信ずれば、義興の近くにあつて在京した可能性が高く、右のような役割を託される程の教養や能筆を身につけていたことになる。なお、右掲の奥書は彼のことを「相良古遠州弘恒」と表記しており、これに従え

ば彼は遠江守の官途を父から受け継いでいたことになるが(武任との対比で「古遠州」か)、奥書が元龜四年六月吉日付なので、どこまで信じて良いかは分からない。また、佐々木二〇一六が集成した大内家中の和歌短冊には「弘経」の短冊が含まれており、これに「相良弘経」という極札が付されている。「一般的に伝称筆者は無名であればあるほど、奥書等の根拠ある情報に拠った可能性が高」という佐々木孝浩の指摘に鑑みれば(佐々木二〇一一)、そのような情報のもとになった弘恒の作歌を想定できるかもしれない。なお、佐々木二〇一六は「弘恒」の短冊二点も取り上げており、共に「大内弘恒」(大内氏庶流の末武弘恒)という極札をもつものの、こちらの方が相良弘恒のものである可能性もある。いずれも「松崎天神縁起絵巻(室町本)」と筆蹟を照合する価値がありそうである。

(9) 祖父から「書札認様事」を与えられた興恒が、喜んで直ちに父の許へこれを見せに来た情景を思い浮かべて良ければ、この年、正任は八十三歳にしてまだ嬰鏢としていたのかもれない。

(10) 仮に右衛門尉が武任であるなら、彼はその後、中務大丞を経て遠江守へと昇つていったことになる(川下二〇〇七)。ここで問題なのは、大内家中において衛門尉と八省の丞はほぼ同格であったようで、両方を経歴するケースが見当たらないことである。そのことをもって、武任を右衛門尉の候補から外すこともできるかもしれないが、本稿で敢えて残したのは、中務大丞という中世には珍し

い官途に理由がある。わざわざ「大」の字を付けているのは、当時において一般的な中務丞より上のランクという意識があったのではなからうか。八省の少輔を称するのは、陶氏など多々良姓の家と例外的な名門に限定されていたようで（藤井二〇一四）、藤原姓の相良氏には憚りがあったが、それに準ずる官途として選ばれた可能性がある。寵臣に対する大内義隆の殊遇だったのではなからうか。

(11) 「書札認様事」には、本文に掲げた本奥書に続いて、左のような奥書がある。

右一冊天文四於宰府

岩屋城飯田弥三郎殿以本

書寫畢、

定経（花押）

仮に本奥書の右衛門尉が弘恒であったとすれば、その流れの断絶後に本書が飯田弥三郎の手に渡り、さらに天文四年（一五三五）十月五日、大宰府の岩屋城において定経なる者が書写したのが、現存する尊経閣文庫本ということになる。

(12) なお、池田公二は吉川元春被官の相良小四郎・又五郎の存在を指摘しているが（池田一九八七、『大日本古文書家わけ第九 吉川家文書』五〇七・五〇九号、いずれもあまり身分は高くないようで、正任の一族とのつながりはなさそうである）。

(13) 永正七年（一五一〇）に大内義興の執沙汰で相良長每が近江守に補任された時も、取次を務めたのは弘中武長であった（『相』二八五号）。弘恒は壮年であったが、権

「相良家文書」からみた相良正任の家系

力の中枢から外れ、肥後相良氏側から窓口に選ばれなかったであろう。

(14) なお、『歴名土代』は従五位下の「藤武任」の項で「同（天文）廿四五十二出家」と記すので、大寧寺の変後も生き延びた可能性を感じさせるが、武任自身が「天文十四年五月企自剃、隱遁仕」（『毛』一五五六号）と記しているのに鑑みれば、これは「十四五十二」の誤記であろう。